

～今国会で成立した主な中小企業関係法律～

第183回通常国会は、平成25年1月28日に召集され、6月26日に閉会しました。
同国会では、156件の法律案が提出され、73件が成立しました。同国会で成立した成立した主な法律及びその概要は以下のとおりです。
法律名については、略称にて表記しています。

■所得税法等の一部を改正する法律

試験研究を行った場合の税額控除制度の特例、生産等設備投資促進税制及び所得拡大促進税制の創設等の法人関係税制の改正、経営改善に向けた設備投資促進税制の創設、交際費等の損金不算入制度に係る定額控除限度額の引上げ等の中小企業関係税制の改正、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設並びに上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例並びに非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度の拡充等の金融・証券税制の改正を行う。

また、社会保障・税一体改革を着実に実施するための所得税の最高税率の引上げ、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し並びに贈与税の税率構造の見直し並びに非上場株式等について相続税及び贈与税の納税猶予制度の見直し並びに住宅借入金等に係る所得税額控除制度等の延長・拡充並びに避難解除区域等に係る税額控除制度の拡充等の復興支援税制の改正及び延滞税等の見直しを行う。

さらに、既存の特別措置の整理合理化を図り、併せて土地の売買等に係る登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する。

■地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

地球温暖化対策の一層の推進を図るため、地球温暖化対策計画を策定することとし、地球温暖化対策推進本部の所掌事務の変更を行うとともに、三フッ化窒素を温室効果ガスに加える。

■エネルギー使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律

長期的なエネルギー需給の安定化の必要性が高まっていることに鑑み、電気を使用して工事等を行う者に対する電気需要の平準化に資する措置が円滑に実施されるよう、当該措置に関する指針を定め、指導及び助言を行うことができるようにする。

併せて、民生部門におけるエネルギーの使用の合理化を一層推進するため、熱の損失防止の用に供される建築材料の性能の向上について判断の基準となるべき事項を定め、製造事業者等を勧告の対象とする。

■健康保険法等の一部を改正する法律

医療保険制度の安定的運営を図るため、全国健康保険協会管掌健康保険に係る国庫補助率を引き上げる。

また、被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金額の三分の一を標準報酬総額に応じた負担とする。

■消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為及び事業者による消費税の転嫁を阻害する表示について、迅速かつ効果的に是正するための制度を創設する。

また、価格の表示に関する総額表示義務の特例の創設並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等の措置を講じる。

■株式会社海外需要開拓支援機構法

我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活

法律名	成立日	公布日	施行日
所得税法等の一部を改正する法律	H25.3.29	H25.3.30	H25.4.1
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律	H25.5.17	H25.5.24	H25.5.24 (一部H27.4.1)
エネルギー使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律	H25.5.24	H25.5.31	公布日から 1年3か月以内 (一部H25.5.31)
健康保険法等の一部を改正する法律	H25.5.24	H25.5.31	H25.5.31 (一部H25.10.1)
消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法	H25.6.5	H25.6.12	H25.10.1 (一部H25.6.15)
株式会社海外需要開拓支援機構法	H25.6.12	H25.6.19	公布日から 3か月以内
小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律	H25.6.17	H25.6.21	公布日から 3か月以内 (一部H27.3.31)
大気汚染防止法の一部を改正する法律	H25.6.17	H25.6.21	公布日から 1年以内
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律	H25.6.17	H25.6.21	公布日から 6か月以内
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律	H25.6.19	H25.6.26	公布日から 1年以内他
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	H25.6.19	H25.6.26	H28.4.1
食品表示法	H25.6.21	H25.6.28	公布日から 2年以内

動及び当該事業活動を支援する事業活動に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、これらの事業活動の促進を図り、当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資することを目的とする法人として、株式会社海外需要開拓支援機構を設立する。

■小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律

小規模企業の事業活動の活性化を図るため、中小企業基本法の基本理念に小規模企業の意義等を規

定するとともに、小規模企業者の範囲の弾力化、小規模企業への情報提供の充実、小規模企業の販路開拓及び資金調達の円滑化に係る支援等の措置を講じるほか、最近における小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく資金の貸付けの状況に鑑み、同法を廃止する。

■大気汚染防止法の一部を改正する法律

特定粉じんの飛散等による人の健康に係る被害を防止するため、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者を、請負契約によらないで自ら施工する者

を除き、当該建設工事の発注者に変更する。

■食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の有効期限を平成35年6月30日まで延長するとともに、食品の製造過程の管理の高度化の基盤となる施設及び体制の整備に関する計画の認定制度を設ける。

■公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

厚生年金基金について、その新設を行うことができないこと、他の企業年金制度等への移行を促進しつつ、解散の特例を導入すること等の措置を講じる。併せて国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の措置を講じる。

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定める。

■食品表示法

食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定、不適正な表示に対する措置その他の必要な事項を定める。